

令和3年度 旭川市住宅改修補助金の御案内

安心して長く住み続けられる住まいづくりを
考えて住宅の省エネルギー化や性能維持・向上の
改修を行う場合に、その費用の一部を補助します。



対象住宅 対象者

- ◆ 申請日時時点で新築後10年以上経過した住宅であること
- ◆ 工事を行う住宅に申請者（工事の契約者）の住民登録があること
- ◆ 申請者が旭川市税を完納していること

※ 過去に本補助金を利用した場合や、今年度に本市の「やさしさ住宅補助金」や「住宅雪対策補助金」を利用する場合は対象になりません。

※ 新築・空き家・別荘・公営住宅・高齢者施設等は対象外です。その他詳細はQ&Aを御確認ください。

対象工事

A 省エネルギー化工事（開口部などの断熱や省エネタイプの浴室・トイレへの改修）

B 性能維持・向上工事（屋根や外壁、内部の改修工事）

※ 対象工事費が税込30万円以上の工事から申込みできます。

※ **A**でトイレを含む場合は税込10万円以上の工事から申込みできます。

詳細については「対象工事基準」を御確認ください。

※ 本制度は、市内に営業所等がある施工業者と工事請負契約することが条件になります。

※ 既に工事請負契約が済んでいる場合や、工事に着手・完了している場合は対象外になります。

補助金額

A 省エネルギー化工事 対象工事費の1/3で上限10万円（千円未満切捨）

B 性能維持・向上工事 対象工事費の1/10で上限10万円（千円未満切捨）

受付期間 及び 募集予算額

A 省エネルギー化工事 募集予算額 第1期・第2期 各1,000万円

第1期：令和3年4月15日（木）～5月11日（火） 抽選：5月17日（月）

第2期：令和3年7月1日（木）～7月14日（水） 抽選：7月20日（火）

B 性能維持・向上工事 募集予算額 1,850万円

令和3年4月15日（木）～5月11日（火） 抽選：5月17日（月）

※郵送で申込みの場合は、受付期間内**必着**でお送りください。

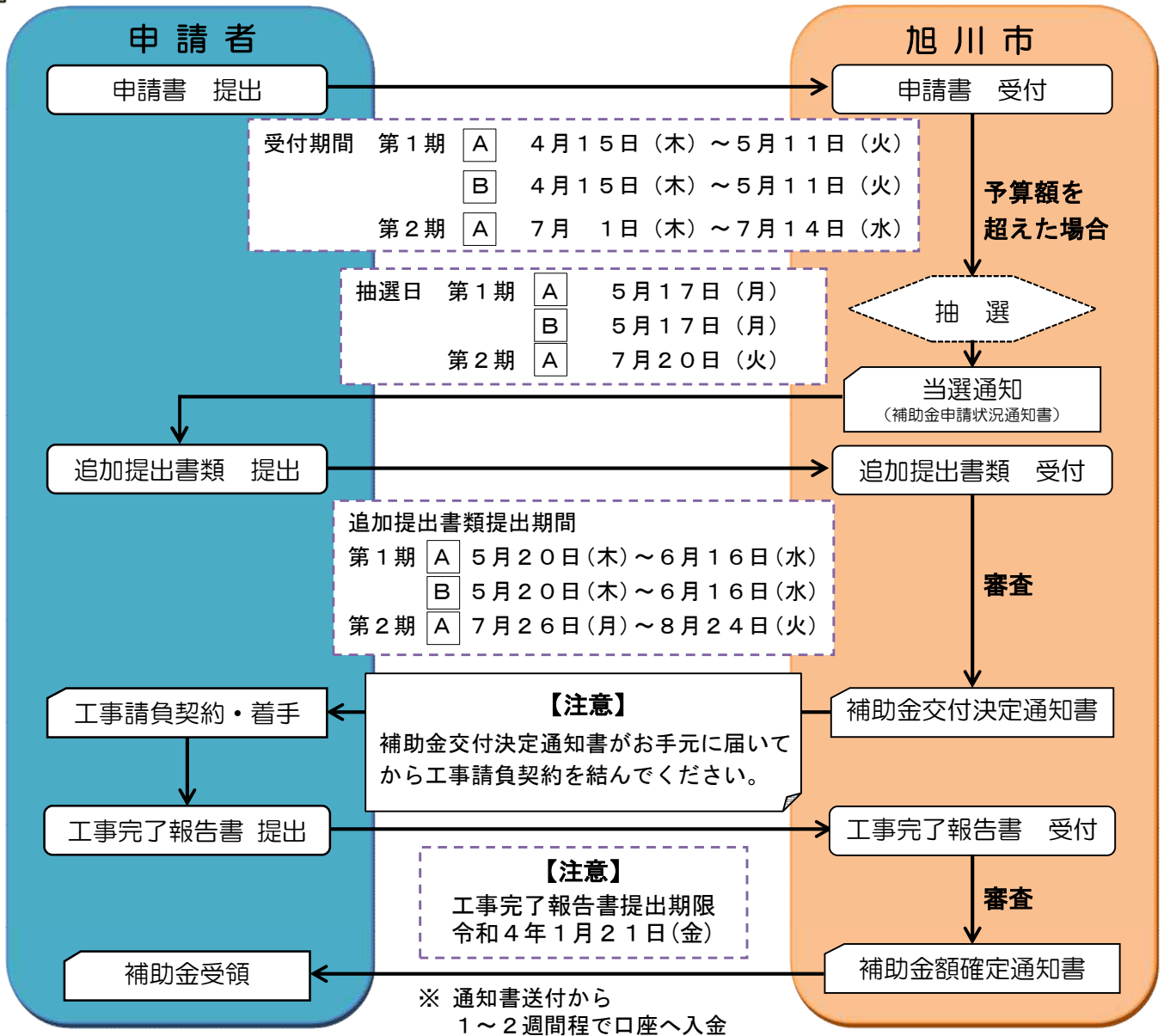
※受付期間内に予算額を超えた場合は抽選となります。

※**A**第1期の受付で予算額を超えなかった場合は、残った予算を**A**第2期の予算に上乗せします。

※（**A**第1期を除き）**A**第2期と**B**について、受付期間内で予算を超えなかった場合は、それぞれ11月15日（月）まで先着順で受付します。


※ 次ページの「申請に当たっての注意事項」もお読みください ※

申請から補助金の支払までの手続の流れ



⚠️ 申請にあたっての注意事項 ⚠️

- 抽選等により交付予定者となった方は、追加提出書類を定められた期間内に提出してください。
必ず補助金交付決定通知書が届いてから、請負契約を書面で締結して工事を始めてください。
- 分譲マンション（専有部分）で工事を行う場合は、管理組合（理事長）の承諾を得てください。
- 提出された書類は返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーをお取りください。
- 提出書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。
- 工事や契約内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更の手続きを行う必要があります。**
- 建築基準法第6条第1項に定める工事を行う場合には、工事前に確認申請が必要になります。判断が難しい場合は、事前に建築指導課 ☎（0166）25-8597 へ御相談ください。
- 改修工事における税の優遇措置については、以下の担当へお問い合わせください。
（担当）固定資産税・・・旭川市資産税課（工事完了後3か月以内の申込みが必要）
所得税・贈与税・・・税務署

 **手続きに必要な書類**（補助金申請時、当選後、工事完了報告時にそれぞれ提出する書類です。）

申請時に必要な書類	
①補助金交付申請書	所定の用紙（様式第1号）
②工事見積書	市内に営業所等を置く施工業者が作成した見積書
③アンケート	旭川市住宅改修補助金 申請者アンケート用紙

当選後に必要な書類（追加提出書類） ※提出期間内に速やかに提出してください。	
①現状写真	工事箇所が分かる写真（提出する日から原則3か月以内のもの）
②工事の図面 （平面図・間取り図等）	工事箇所や使用材料の内容・寸法等が分かる図面 ※玄関ドアや、浴室・トイレなど改修箇所が限定されている工事や、外壁や屋根の塗装・張替のみの工事の場合は不要です。
※店舗等を併設している住宅の場合	店舗・事務所等と住居部分の面積がわかる各階平面図
③製品規格・仕様等の資料 ※省エネルギー化工事の場合	使用する製品の規格・仕様や性能が分かるカタログなど
④申請者の納税証明書 （完納証明＝滞納のない証明）	市役所総合庁舎2階⑩番窓口又は各支所で交付 （1部300円、提出する日から原則3か月以内のもの）

完了時に必要な書類 ※工事完了後、速やかに提出してください。提出期限：令和4年1月21日（金）	
①工事完了報告書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙
②完了写真	改修した全ての範囲が分かる写真 ※申請時に撮影できなかった部分（屋根面など）や隠ぺい部分（断熱材など工事後に見えなくなる部分）がある場合は、工事着手前や工事時の写真も必要となります。
③工事請負契約書等の写し	※契約日は「補助金交付決定通知書」の日付以降となります。
④支払を証明する書類の写し	領収書や振込票などの写し ※支払が複数回の場合は、その全ての写しが必要となります。
⑤補助金請求書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙
⑥製品の出荷証明書又は納品書等 ※省エネルギー化工事の場合	メーカー等が作成した使用材料の仕様や性能が確認できるもので、納品先（工事をした住宅の住所と申請者名）が明記されたもの
⑦検査済証の写し	※確認申請を要する工事を行った場合は提出が必要となります。

※ 上記のほかにも審査に必要な書類の提出を求められることがあります。

※ 申請時や完了時の審査で、現地を確認させていただく場合があります。

※ 書類を郵送で提出する場合は、**期間内必着**でお送りください。

郵送の際、必ず封筒に**差出人の住所・氏名**を記載してください。

※ 各様式はホームページからダウンロードできます。

旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 補助・融資・支援 > 補助制度

申請窓口・お問合せ先 ※郵送又は持参にて御提出ください。	
〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階 建築部 建築総務課 ☎ (0166) 25-9708	

対象工事基準

省エネルギー化工事（改修後の性能が既存より向上するものに限る）	開口部の断熱改修工事 ※別表 1, 2 参照
	1 内窓の新設又は交換
	2 外窓の交換
	3 ガラスの交換
	4 玄関ドアの交換
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外気に接する部分のみ対象 ・ 改修後に開口部の総合熱貫流率が、2.33W/m²K以下となるもの ※ 分譲マンションは 専有部分 、共同住宅は 住居部分 のみ対象
	浴室・トイレの改良
	5 高断熱浴槽を備えた浴室への改修
	6 節水型トイレへの改修
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高断熱浴槽は、JIS A5532において保温性能が「高断熱」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有するものとする（風呂フタを含み、2時間で5℃以下の低下） ・ 節水型トイレは、JIS A5207において大便器洗浄量が「Ⅱ型」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有するものとする（大・小ともに6.5リットル以下） ・ トイレの水洗化、浄化槽に関する工事は対象外 ※ 新たに設置するものは対象外
外皮の断熱改修工事 ※別表 3, 4 参照	
7 外壁、屋根、天井、床、基礎の断熱改修	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外気に直接接する部分又は換気口等を通して間接的に外気に接する部分のみ対象 ・ 改修後の対象部位が、別表 3に適合するもの ※ 一戸建住宅 のみ対象	

性能維持・向上工事	屋根・外壁の改修
	1 屋根の塗装、張替、その他改修（防水改修、二重化等）
	2 外壁の塗装、張替、その他改修（コーキング、モルタル補修等）
	※ 店舗等を併設している住宅の場合は、非住居部分の延床面積の合計が 全体の延べ面積の1/2以下 の建物に限り対象
	内部の改修
	3 床（畳を含む）、内壁、天井の改修
4 住宅内部建具の新設、改修	
5 その他市長が認めた工事	

- ※ 過去10年以内に本補助金や、住宅雪対策補助金、やさしさ住宅補助金を利用して工事を行った部分は対象外です。
- ※ 店舗等を併設している住宅の場合、省エネルギー化工事や性能維持・向上工事の内装工事は**住宅部分のみ対象**となります。性能維持・向上工事の外装工事は、非住居部分（店舗等）の延床面積の合計が全体の延べ面積の1/2以下の場合は、対象となります。ただし、専ら非住宅部分の工事や、明らかに住宅以外のために使用される看板や装飾などは対象外です。
- ※ 製品保証費、家具移動手間賃などは対象外です。
- ※ 判断が難しい場合は、事前に御相談ください。

別表1 内窓と外窓の組み合わせ

内窓	外窓
(なし)	等級がA又はBのもの
等級がGのもの	等級がAからDまでのもの
等級がFのもの	等級がAからFまでのもの
等級がEのもの	
等級がDのもの	(等級を問わない)
等級がCのもの	
等級がB又はAのもの	

別表2 窓の等級表

建具の仕様	ガラスの仕様	アルゴンガス等の封入	中空層の厚さ	等級
木製建具又は樹脂製建具	Low-E 3層複層ガラス	されている	6mm 以上	A
		されていない	9mm 以上	A
	Low-E 複層ガラス	されている	8mm 以上	B
			4~8mm	C
		されていない	10mm 以上	B
	5~10mm		C	
	複層ガラス	問わない	10mm 以上	C
6~10mm			D	
単板ガラス			G	
木と金属の複合材料製建具又は樹脂と金属の複合材料製建具	Low-E 複層ガラス	されている	8mm 以上	B
			4~8mm	D
		されていない	10mm 以上	B
	5~10mm		D	
	複層ガラス	問わない	10mm 以上	D
6~10mm			E	
金属製熱遮断構造建具	Low-E 複層ガラス	されている	8mm 以上	C
			4~8mm	D
		されていない	10mm 以上	C
	6~10mm		D	
	複層ガラス	問わない	10mm 以上	D
6~10mm			E	
金属製建具	Low-E 複層ガラス	されている	8mm 以上	D
			4~8mm	E
		されていない	10mm 以上	D
	5~10mm		E	
	複層ガラス	問わない	10mm 以上	E
			4~10mm	F
単板ガラス			G	

別表3 木造住宅＋充填断熱工法における基準

		断熱材の必要厚さ [mm]				
		A	B	C	D	E
部位	屋根	225	265	300	330	345
	天井	195	230	260	285	300
	壁	115	135	150	165	175
	外気に直接接する床	180	210	235	260	275
	外気に間接的に接する床	115	135	150	165	175
	基礎	120	140	160	175	185

※その他の構造・断熱工法は別途お問い合わせ頂くか、ホームページ上の「旭川市住宅改修補助金交付要綱」をご覧ください。

別表4 断熱材の等級表

分類	仕様	等級
住宅用グラスウール	10K 以上	D
	16K 以上	C
	24K 以上	B
高性能グラスウール	16K 以上	B
	40K 以上	A
吹込み用グラスウール	13K 以上	E
	30K 以上	B
住宅用ロックウール	マット, フェルト, ボード	B
吹込み用ロックウール	25K 以上	D
	65K 以上	B
吹込み用セルローズファイバー	25K 以上	B

旭川市住宅改修補助金 Q&A

制度の利用に関すること

Q1	工事が終わっているものや工事中の場合は申請できますか。
A1	できません。補助金の交付決定前に工事契約を結んだり、工事着手した場合は対象外になります。
Q2	過去に同制度による補助を受けていますが、再度申請できますか。
A2	できません。同じ補助制度の利用は、同じ住宅及び同じ申請者において <u>1回限り</u> です。
Q3	他の補助制度や支給事業と併用できますか。
A3	同年度に、本市で実施している「やさしさ住宅補助金」や「住宅雪対策補助金」と併用することはできません。その他の補助制度については、対象となる工事を明確に区別できる場合は、併用できることがあります。
Q4	リフォームの減税制度(所得税や固定資産税の減税)と併用できますか。
A4	併用できます。所得税の減税についてはお住まいの地区を管轄する税務署、固定資産税の減税については旭川市資産税課にお問い合わせください。
Q5	指定の施工業者はありますか。また紹介してもらえますか。
A5	施工業者の指定や紹介は行っていません。
Q6	施工業者と工事請負契約を結ばない工事や、DIY で工事を行う場合は対象になりますか。
A6	対象になりません。施工業者と書面による工事請負契約を結び工事のみ補助対象となります。申請者自らが施工する場合や売買契約、レンタル契約等による施工も対象になりません。
Q7	「省エネルギー化工事」と「性能維持・向上工事」の両方に申請できますか。
A7	できません。どちらか一方をお選びください。

対象となる住宅に関すること

Q8	別居している子が親の住んでいる住宅の工事請負契約をする場合は対象になりますか。
A8	工事をする住宅に住んでいない方が工事請負契約を行う場合は、対象になりません。
Q9	これから中古住宅を購入して外壁のリフォームをする場合は対象になりますか。
A9	対象になりません。本補助金は、(申請日時時点で)新築後 10 年以上経過した住宅に、現在住んでいることが条件になります。
Q10	店舗部分を居住スペースにリフォームする場合は対象になりますか。
A10	対象となります。ただし、補助対象工事基準に適合している必要があります。
Q11	建物の一部に店舗や事務所等を併設している住宅は対象になりますか。
A11	「省エネルギー化工事」や「性能維持・向上工事」の内部の改修工事は、 <u>住宅部分のみ対象</u> となります。「性能維持・向上工事」の屋根・外壁の改修工事は、非住宅部分(店舗等)の床面積の合計が建物全体の $1/2$ 以下の場合は、補助対象となります。ただし、専ら非住宅部分(店舗等)の工事や、明らかに住宅以外のために使用される看板や装飾などは対象外です。
Q12	分譲マンションの場合、全員の同意が必要ですか。
A12	分譲マンション専有部分で工事を行う場合は必ず管理組合(理事長)の承諾を得てください。また、他の居住者等の同意については、管理規約等を御確認ください。

Q13	二世帯住宅の屋根や外壁などの外装工事をする場合、対象になりますか。
A13	内部で往来が可能な二世帯住宅は一戸建住宅として扱い、対象になります。 内部で往来が出来ず建物が構造上分かれている場合は、共同住宅として扱うので、外装工事は対象になりません。
Q14	車庫や物置に行く工事は対象になりますか。
A14	住宅と分かれている車庫や物置等は対象になりません。 住宅と一体化していないベランダやウッドデッキ等も対象になりません。
Q15	共同住宅の外装工事や、共用廊下の補修工事等は対象になりますか。
A15	共同住宅の外装工事及び共用部分の工事は対象になりません。

申請時の提出書類に関すること

Q16	見積書は補助金の補助対象と補助対象外とに分ける必要がありますか。
A16	見積書には、補助金の対象と対象外の項目を分かりやすく明記してください。 判断が難しい場合は、お問合せください。
Q17	複数の施工業者に分けて発注する場合、申請時に添付する見積書はどうしたらよいですか。
A17	施工業者が複数の場合は、それぞれの見積書を全て添付して申請してください。
Q18	郵送による申請はできますか。
A18	できます。必要書類を揃えて期間内必着でお送りください。
Q19	申請などの手続きは申請者本人が行わなければならないですか。
A19	申請者以外の方でも手続きできますが、必ず申請者本人が申請内容を確認してください。
Q20	「省エネルギー化工事」の第1期で落選した場合、第1期で提出した申請書などを第2期の申請で利用できますか。
A20	できません。申請する意思や工事内容を確認するため、申請書類は改めて提出してください。 なお、アンケートの提出は不要です。

対象となる工事に関すること

Q21	トイレやお風呂の増設や新設は対象になりますか。
A21	対象になりません。
Q22	既存の断熱材を残して、新たに断熱材を加える場合は対象になりますか。
A22	既存の断熱材の分類等が判別できる場合は、その熱抵抗値に加えて、今回の改修工事で付加する断熱材の熱抵抗値を合わせた値が基準に適合する場合は、対象になります。 なお、既存の断熱材の熱抵抗値を求めるときは、その断熱材の分類の最低値で計算します。
Q23	「省エネルギー化工事」で、既に旭川市が定める基準(熱貫流率 2.33W/m²以下)に適合している窓の改修は対象になりますか。
A23	現状の窓より断熱性能を良くする場合は、対象になります。

住宅に関する相談窓口の御案内（住まいるダイヤル）

「住まいるダイヤル」は国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。住宅リフォームに関する心配事や疑問などを相談することができます。

住まいるダイヤル ☎0570-016-100

（受付：10:00～17:00 土日、祝日、年末年始を除く）

（ナビダイヤルの通話料がかかります。固定電話であれば全国どこからでも3分 8.5円(税別)で通話できます。PHS や一部の IP 電話などでつながらない場合は 03-3556-5147 を御利用ください。）

必ず書面で契約しましょう

引用：（一社）住宅リフォーム推進協議会

「もう一度、見直したいリフォーム事業のABC」

小規模の工事では、とかく口頭でのみの約束や見積書だけで契約したことになりますが、書面での契約をおろそかにすると、後でトラブルの原因となるおそれがあります。どんなに小さな工事でも、必ず書面で契約を交わしましょう。

●契約図書として整備すべき書類と記載事項には、以下のようなものがあります

書類名		概要・記載事項
契約書	請負契約書	工事名・請負金額・工期・発注者・請負者など
	請負契約約款	代金支払やトラブル発生時の取り決めなど
	見積書	工事内訳書・工事項目ごとの数量・単価・金額など
設計図書	図面	実施設計図（小規模な工事でも工事実施箇所や工事内容など最低限の情報を図解しておくことをお勧めします）
	工事仕様書	材料や工法等の取り決め
その他		契約に際しての打ち合わせ記録や設備機器のカタログなど

●クーリング・オフについて

住宅リフォーム工事は、特定商取引法の定めるクーリング・オフの指定役務です。お客様のお宅に訪問して工事契約すると訪問販売にあたり、クーリング・オフの対象となり、お客様は書面を交付した日から起算して8日以内であれば文書をもって契約を解除することができます。

参 考

家の居心地、使い心地を長く保つためには、問題点を早く見つけて適正な修繕を行う必要があります。仕上げなどの軽微な傷みであっても、放置しておくとな地や構造体にまで進行し、大規模な工事が必要になったり手遅れになってしまう場合も考えられます。点検の目安は、壁紙の内装や設備、家の骨組み（構造躯体）などで周期が異なりますので、計画的に点検や修繕を行い、家を上手に長持ちさせましょう。



点検時期や更新・取替え「家の点検の目安」

点検部位		主な点検項目	点検時期の目安	取替の目安	
屋外部分	布基礎	割れ、蟻道、不動沈下、換気不良	5～6年ごと	—	
	外壁	モルタル壁	汚れ、色あせ、色落ち、割れ、はがれ	2～3年ごと	15～20年位で全面補修を検討
		サイディング壁	汚れ、色あせ、色落ち、割れ、シーリングの劣化	3～4年ごと	15～20年位で全面補修を検討
		金属板、金属サイディング	汚れ、さび、変形、ゆるみ	2～3年ごと	15～20年位で全面補修を検討（3～5年ごとに塗替え）
	屋根	屋根用化粧スレート葺き	色あせ、色落ち、ずれ、割れ、さび	5～6年ごと	15～30年位で全面葺替えを検討
		金属板葺き	色あせ、色落ち、さび、浮き	2～3年ごと	10～15年位で全面葺替えを検討（3～5年ごとに塗替え）
軒裏（軒裏天井）		腐朽、雨漏り、はがれ、たわみ	2～3年ごと	15～20年位で全面補修を検討	
屋内部分	土台、床組	腐朽、さび、蟻害、床の沈み、さしみ	4～5年ごと	土台以外は20～30年位で全面取替を検討	
	柱、はり	腐朽、破損、蟻害、割れ、傾斜、変形	10～15年ごと	—	
	壁（室内側）	割れ、雨漏り、目地破断、腐朽、蟻害、さび	10～15年ごと	—	
	天井、小屋組	腐朽、さび、はがれ、たわみ、雨漏り、蟻害、割れ	10～15年ごと	—	
	階段	沈み、腐朽、さび、蟻害、割れ	10～15年ごと	—	
建具	外部	玄関建具 アルミサッシ	隙間、開閉不良、腐食、付属金物異常	2～3年ごと （建付調整は随時）	15～30年位で取替を検討
		窓枠、戸袋等の木部	さび、雨漏り、コキッ不良	2～3年ごと	建具取替えの際更新
	内部	木製建具	隙間、開閉不良、取付金具の異常	2～3年ごと （建付調整は随時）	10～20年位で取替を検討
		ふすま、障子	隙間、開閉不良、破損、汚れ	1～3年ごとに貼替え	10～20年位で取替を検討
設備	給排水	給水管	水漏れ、赤水	1年ごと （水漏れは直ちに補修）	15～20年位で全面取替を検討
		水栓器具	水漏れ、パッキンの異常	1年ごと （3～5年でパッキン交換）	10～15年位で取替を検討
		配水管、トラップ	水漏れ、詰まり、悪臭	1年ごと （水漏れは直ちに補修）	15～20年位で全面取替を検討
		台所シンク、洗面設備	水漏れ、割れ、腐食	1年ごと （水漏れは直ちに補修）	10～20年位で全面取替を検討
		トイレ	便器・水栓タワの水漏れ	1年ごと （水漏れは直ちに補修）	15～20年位で全面取替を検討
	浴室	タイル仕上げ	タイル等の割れ、汚れ	1年ごと	10～15年位で全面取替を検討
		ユニットバス	ユニット外部の割れ・すき間、汚れ	1年ごと	10～15年位で全面取替を検討
	ガス	ガス管	ガス漏れ、劣化、管の老化	1年ごと （ガス漏れは直ちに補修）	15～20年位で全面取替を検討
		給湯器	水漏れ、ガス漏れ、器具の異常	1年ごと （ガス漏れは直ちに補修）	10年位で取替を検討
	その他	換気設備	作動不良	1年ごと	15～20年位で全面取替を検討
		電気設備	作動不良、破損	1年ごと	15～20年位で全面取替を検討

（注）「点検時期の目安」及び「取替の目安」は、建物の立地条件、建設費、使用状況及び日常の点検やお手入れの程度によって相当の差があります。本表に掲げている数字は、だいたいの目安を示したものです。

旭川市住宅改修補助金

申請の御案内

「旭川市住宅改修補助金」の申請に必要な書類をまとめています。
「旭川市住宅改修補助金の御案内」（パンフレット）をよくお読みになった上で、
次の必要書類を御用意ください。



**補助金の対象となる部分を含む工事は、補助金の交付が決定した後に
なければ工事請負契約及び工事着手はできませんので御注意ください。**

《 申請時に提出する書類 》

チェック		
<input type="checkbox"/>	旭川市住宅改修補助金交付申請書 [様式第1号]	(①一例) 参照
<input type="checkbox"/>	工事見積書 (施工業者が作成した見積書) ※ <u>抽選日以降まで見積有効期限があるもの</u>	(②一例) 参照
<input type="checkbox"/>	申請者アンケート	

※ このほかにも、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

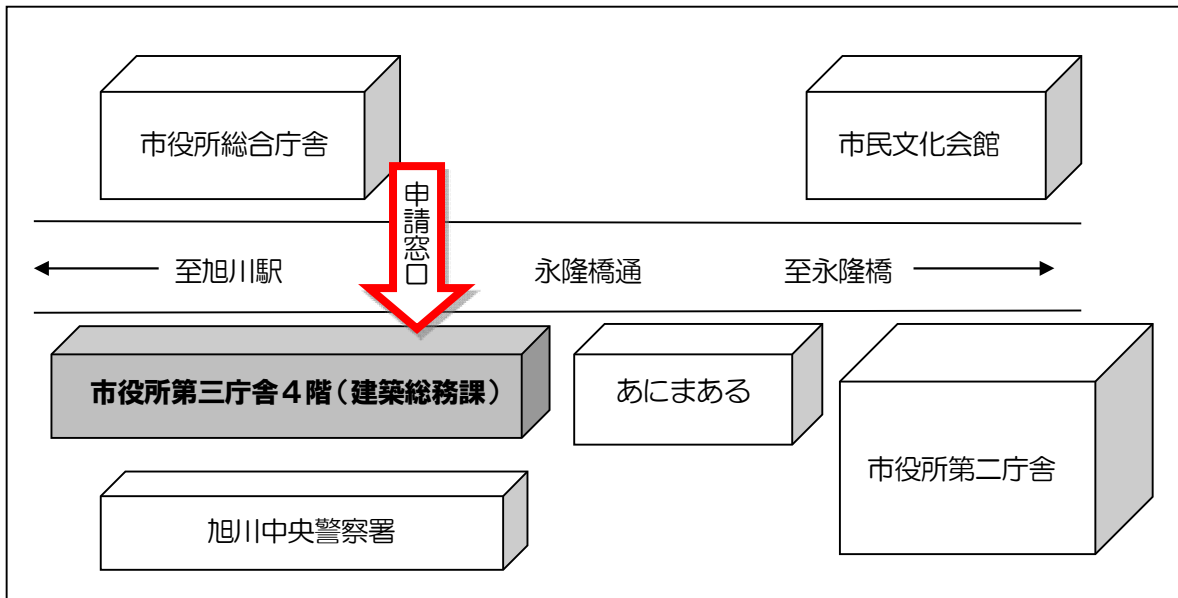
※ 省エネルギー化工事第1期で落選された方が、続けて第2期にも申請される場合
交付申請書と見積書は、新しく作成して提出してください。(再使用はできません。)
なお、アンケートについては、再度提出する必要はありません。

※申請書類は郵送又は持参にて御提出ください。

※郵送で提出する場合は、封筒に必ず差出人の住所・氏名を記載してください。

《 申請窓口・お問合せ先 》

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階
建築部 建築総務課 ☎25-9708



＜ 申請書 記載例 ＞

誤りのないようはつきり正確に記載してください。
 ※鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。

旭川市住宅改修補助金交付申請書

(兼申請者及び世帯員の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) 年 月 日

(宛先) 旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請者 (工事の契約者)		
〒 070 - 0036	フリガナ アサヒカワ タロウ	年齢
住所 旭川市6条通9丁目46番地	氏名 旭川 太郎	印 61 歳
電話(携帯)番号 090 - 0000 - 0000	※署名又は記名押印	

標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、担当部局が申請内容の確認のために他の助成団体の申請書等について、市の関係部局及び他の自治体に照会を行うことを承諾します。
日中に連絡可能な連絡先を記入してください。

今回の工事を行う事業者 (施工業者)	
〒 000 - 0000	事業者名 株式会社 〇〇〇〇工務店
住所 旭川市〇条通〇丁目〇番地	
担当者・連絡先 (担当) 担当者氏名	(電話番号) 090 - 0000 - 0000

□A : 省エネルギー化工事		※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください	
窓・ドアの断熱改修	<input type="checkbox"/> 1 内窓の設置 (<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 交換)	<input type="checkbox"/> 2 外窓の交換	<input type="checkbox"/> 3 ガラスの交換
	<input type="checkbox"/> 4 玄関ドアの交換		
浴室・トイレの改良	<input type="checkbox"/> 5 高断熱浴槽を備えた浴室への改修	<input type="checkbox"/> 6 節水型トイレへの改修	
外皮の断熱改修	<input type="checkbox"/> 7 外皮の断熱改修 (<input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 基礎)		
☑B : 性能維持・向上工事		※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください	
屋根・外壁の改修	<input checked="" type="checkbox"/> 1 屋根 <input checked="" type="checkbox"/> 塗装 <input type="checkbox"/> 張替その他	<input checked="" type="checkbox"/> 2 外壁 <input checked="" type="checkbox"/> 塗装 <input type="checkbox"/> 張替その他	
内部の改修	<input type="checkbox"/> 3 床・内壁・天井の改修	<input type="checkbox"/> 4 内部建具の新設, 改修	<input type="checkbox"/> 5 他 ()

	区分	金額	※審査欄
補助申請額 ※税込み	補助対象工事費 (30万円以上) ※節水型トイレへの改修は10万円以上	885,000 円	円
	補助申請額 (上限10万円) ※A: 省エネルギー化工事 ①×1/3 ※B: 性能維持・向上工事 ①×1/10	88,000 円 <small>※千円未満切捨</small>	円

※備考欄

申請する工事の該当箇所
 全てに✓をつけてください。

【補助申請額】
 A: 省エネルギー化工事は補助対象工事費の1/3(千円未満切捨), 上限10万円
 B: 性能維持・向上工事は補助対象工事費の1/10(千円未満切捨), 上限10万円
 ※補助対象工事費の算定が難しい場合は, 記入前に御相談ください。

※裏面の記入もあります。

どちらか一方をお選びください

工事予定期間の日付は、目安で構いません。

確認事項に✓をつけてください。

工事予定期間	R3年8月22日 ~ R3年9月22日					
住宅について	築年数	築 15 年	居住年数	15 年	建て方	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 共同建
確認事項	現在、工事を行う住宅に住民登録がありますか。					<input checked="" type="checkbox"/> はい
	住宅に事務所や店舗などは併設されていますか。					<input checked="" type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる
	工事を行う住宅及び土地を全て所有していますか。 所有していない場合は工事及び本補助金の申請について所有者の承認を得ていますか。					<input checked="" type="checkbox"/> はい
	過去に「旭川市住宅改修補助金」を利用したことがありますか。					<input checked="" type="checkbox"/> ない
	今年度に「旭川市やさしさ住宅補助金」又は「旭川市住宅雪対策補助金」を利用しますか。					<input checked="" type="checkbox"/> しない
	国、北海道又は旭川市の <u>他の</u> 助成制度等を利用しますか。 (助成制度等の名称)					<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない
	(工事内容)					

(注1) 申請者が旭川市暴力団排除条例第2条第1項第2号の暴力団員である場合は、補助金の交付は受けられません。

(注2) 申請者等の内容に虚偽やその他の不正行為があった場合は、補助金の交付決定を取り消すことや補助金の返還を求めることがあります。

「する」の場合は、工事が重複していないことを明確にする必要があります。申請前にご相談ください。

②一例

〈 工事見積書 参考例 〉

御見積書

旭川 太郎 様

下記の通り御見積いたしました。

御見積金額 **¥1,100,000** (税込)

工事名 旭川太郎様邸 外装リフォーム工事

工事場所 旭川市6条通9丁目46番地

宛名(申請者名), 工事名, 工事場所に誤りのないよう記載してください。

作成日: ○○年○月○日

株式会社 ○○○○工務店

代表取締役 ○○ ○○

旭川市○条通○丁目○番地

TEL 0166-○○-○○○○

有効期限は、抽選日以降まで有効なものとし、申請書に記載した工事期間と整合させてください。

見積有効期限: ○○年○月○日

工事項目	数量	単位	単価	金額	備考
1. 仮設工事					
仮設足場	300.0	m ²	□□□	*****	補助対象
養生費	1	式	□□□	*****	補助対象
2. 外部塗装工事					
外壁コーキング打ち直し	150.0	m ²	□□□	*****	補助対象
外壁 高圧洗浄	200.0	m ²	□□□	*****	補助対象
上塗	200.0	m ²	□□□	*****	補助対象
下塗	200.0	m ²	□□□	*****	補助対象
軒天塗装	50.0	m ²	□□□	*****	補助対象
3. 屋根塗装工事					
屋根塗装 高圧洗浄	100.0	m ²	□□□	*****	補助対象
1液エポキシ錆止め	100.0	m ²	□□□	*****	補助対象
シリコンルーフペイント	100.0	m ²	□□□	*****	補助対象
4. 外構工事					
カーポート補修	1	式	□□□	*****	※補助対象外工事
物置き設置	1	式	□□□	*****	
					◎補助申請部分
			小計	935,171	751,744
			諸経費	70,389	56,583
			合計	1,005,560	808,327
			値引き	-5,560	-3,781
			再計	1,000,000	804,546
			消費税	100,000	80,454
			総合計	1,100,000	885,000

【見積書の注意事項】

・見積の内容で不明な点がある場合は、再提出していただく場合がありますので御注意ください。(数量が全て一式である、申請部分が不明確である等)

・補助金の申請上、原則「一式」計上は認められません。必ず、本体と工事費(取付費等)を分けて計上して下さい。

・補助対象になる諸経費や値引き等は、全体工事費との金額按分としてください。

※製品保証料、家具移動手間賃等は対象外です。

申請書の「補助対象工事費」に記入する金額になります。 ※補助金の対象・対象外の判断が難しい場合、申請書には総工事費を記入してください。

工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
住宅について	築年数	築 年	居住年数	年	建て方	<input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 共同建
確認事項	現在，工事を行う住宅に住民登録がありますか。					<input type="checkbox"/> はい
	住宅に事務所や店舗などは併設されていますか。					<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる
	工事を行う住宅及び土地を全て所有していますか。 所有していない場合は工事及び本補助金の申請について所有者の承認を得ていますか。					<input type="checkbox"/> はい
	過去に「旭川市住宅改修補助金」を利用したことがありますか。					<input type="checkbox"/> ない
	今年度に「旭川市やさしさ住宅補助金」又は「旭川市住宅雪対策補助金」を利用しますか。					<input type="checkbox"/> しない
	国，北海道又は旭川市の 他の 助成制度等を利用しますか。 (助成制度等の名称) (工事内容)					<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない

(注 1) 申請者が旭川市暴力団排除条例第 2 条第 1 項第 2 号の暴力団員である場合は，補助金の交付は受けられません。

(注 2) 申請者等の内容に虚偽やその他の不正行為があった場合は，補助金の交付決定を取り消すことや補助金の返還を求めることがあります。

令和3年度 旭川市住宅改修補助金 申請者アンケート

このアンケートは、「旭川市住宅改修補助金」を申請する方をお願いしています。
回答内容は、今後の補助金や住宅施策のための基礎資料とすることを目的とし、
全ての回答を統計的に処理することから、回答された方の不利益になることはありません。

※該当するチェックボックスにチェックして下さい

1 補助制度を何から見聞きして知りましたか？（複数選択可）

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> ① 市民こうほう「あさひばし」 | <input type="checkbox"/> ② 市役所の窓口やホームページ |
| <input type="checkbox"/> ③ 新聞記事 | <input type="checkbox"/> ④ 工事業者 |
| <input type="checkbox"/> ⑤ 家族・友人・知人 | <input type="checkbox"/> ⑥ その他（ ） |

2 補助制度は工事を行うきっかけになりましたか？

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ① きっかけになった | <input type="checkbox"/> ② きっかけではない |
|-------------------------------------|-------------------------------------|



【①と回答された方のみ】補助金の抽選に外れても工事を行いますか？

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> ① 抽選に外れても工事を行う |
| <input type="checkbox"/> ② 抽選に外れたら工事を行わない |

3 世帯年収（世帯員全ての税込年収）はどのくらいですか？

- | | | |
|------------------------------------|--|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ① 400万円未満 | <input type="checkbox"/> ② 400万円～800万円未満 | <input type="checkbox"/> ③ 800万円以上 |
|------------------------------------|--|------------------------------------|

4 今回の工事費用はどのように調達しますか？

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> ① 全額自己資金（親族などから借りる場合を含む） |
| <input type="checkbox"/> ② 金融機関から借りる ⇒（ <input type="checkbox"/> ① 全額 ・ <input type="checkbox"/> ② 一部） |

5 今回の工事のために何社から見積書を取りましたか？

- | | | |
|-------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ① 1社 | <input type="checkbox"/> ② 2社 | <input type="checkbox"/> ③ 3社以上 |
|-------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|

6 過去に行ったリフォームの回数はどのくらいですか？（ひとつだけ選択）

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ① やっていない | <input type="checkbox"/> ② 1回 | <input type="checkbox"/> ③ 2回以上 |
|-----------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|

以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。

審査使用欄	
-------	--